

広げよう地域に根ざした思いやり

民生委員・児童委員の活動

民生委員児童委員はあなたの地域の身近な相談相手です

民生委員制度は、大正六年に岡山県に設置された「救世顧問制度」と大正七年に大阪府で始まった「方面委員制度」が始まりとされ、九十数年という長い歴史を持つ制度です。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた地域の身近な相談役で、児童委員を兼ねています。それぞれの担当地域において、常に住民の立場に立って相談に乗り、必要な支援を行うことによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指した活動をしています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配事などの相談・支援を行います。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けています。

現在、福岡地区に五十人、津屋崎地区に二十五人の民生委員が、担当の地域で活動しています。また、福岡地区に三人、津屋崎地区に二人の主任児童委員がいます。

1 民生委員・児童委員とはどういう人たちですか？

本分身分 民生委員法第一条

民生委員とは、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所などの関係行政機関の業務に協力しながら、社会福祉の増進に努める人たちです。

任期・給与 民生委員法第十条

民生委員に給与は支給されません。任期は三年で、再任も可能です。ただし、任期途中で交代があった場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間となります。三年ごとに全国一斉改選が行われます。

2 民生委員・児童委員はどのように選ばれ、何人くらいいるのですか？

定数 民生委員法第四条

定数は、厚生労働大臣の定める基準に従って、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定めます。

市の現在の委員定数は、地域を担当する民生委員七十五人、主任児童委員五人の合計八十人と定められています。

また、全国では約二十三万人、福岡県では約四千八百人が委嘱され、活動しています。

委嘱の仕組み 民生委員法第五条

都道府県知事は、市町村の民生委員推薦会から推薦された人について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱します(児童福祉法第十六条に基づき、民生委員は、児童委員を兼ねることとされています。また、主任児童委員は、児童委員のうちから、厚生労働大臣が指名します)。

市では、社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情をよく知っている人として、行政区や自治会などから推薦された民生委員の候補者について、市の民生委員推薦会の選考により推薦者を決定しています。



全国統一の民生委員・児童委員バッジ

3 民生委員・児童委員にはどのような義務があるのですか？

職務遂行上の義務 民生委員法第十五条

職務遂行に当たっては、個人の人格を尊重し、平等な取り扱いを行うという規定があります。また、民生委員・児童委員は、民生委員法第十四条において、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、そのほかの関係行政機関の業務に協力することとされていますので、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

地位を利用した政治活動の禁止 民生委員法第十六条

職務上の地位を政治的に利用することは禁止されており、これに違反した者は解嘱されます。

このマークのデザインは、昭和35年に公募で選ばれたものです。幸せの芽生えを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルであるハトをかたどって、愛情と奉仕を表しています。

5 民生委員児童委員はどのような組織に属しているのですか？

民生委員協議会 民生委員法第二十条

民生委員は都道府県知事が定める区域ごとに民生委員協議会を組織しなければならぬことになっています。

福津市民生委員児童委員協議会では、定例会議やブロック会議を開き、職務に関する連絡調整や、研修および情報収集などを行っており、日々の活動を推進する上で大切な場となっています。

このように、民生委員・児童委員は法律に定められて、地域住民の相談・支援を行い、課題解決への道筋を一緒に探す役割を担っています。あなたのお住まいの地域を担当する民生委員・児童委員がいますので、どうぞお気軽にご相談ください。

お気軽に!!

問い合わせ

市福祉課社会福祉係
(福岡庁舎)

☎43・8189

4 民生委員児童委員はどのような活動をしているのですか？

民生委員・児童委員の職務内容

民生委員・児童委員の活動の基盤は地域です。市のすべての地域で、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動をしています。高齢者や子育て中の親などを孤立させないために、心が通い合う場づくりをすすめるのも大きな役割です。民生委員の職務については、民生委員法第十四条に、児童委員・主任児童委員の職務については、児童福祉法第十七条に規定されています。

◎基本姿勢(民生委員・児童委員は、三つの基本姿勢を守ります)

【社会奉仕の精神】 社会奉仕の精神を持って、社会福祉の増進に努めます。

【基本的人権の尊重】 民生委員・児童委員は、その活動を行うに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることに、特に重要です。人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはしません。

【政治的中立性】 職務上の地位を、政党または政治目的のために利用しません。

◎活動の原則(民生委員・児童委員活動には、三つの原則があります)

【住民性の原則】 自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

【継続性の原則】 福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要です。民生委員・児童委員の交代が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。

【包括・総合性の原則】 個々の福祉の問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題に包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

◎活動の基本(民生委員児童委員活動には、七つのはたらきがあります)

1. 社会調査のはたらき 地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
2. 相談のはたらき 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に乗ります。



▲電話相談の様子



▲災害ボランティア養成講座の様子

3. 情報提供のはたらき 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

4. 連絡通報のはたらき 住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設、団体などに連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務めます。

5. 調整のはたらき 住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

6. 生活支援のはたらき 住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作っていきます。

7. 意見申出のはたらき 活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

平成二十二年十二月一日
 付けで、民生委員・児童委員、主任児童委員が一斉改選されました。任期は平成二十五年十一月三十日まで
 の三年間です。
 困ったことなどがありましたら、地域の民生委員に、ご相談ください。

全国一斉改選
 福津市の
民生委員
児童委員

 【若木台6区】 おくかど えいこ 奥門 瑛子さん	 【畦町区】 はやし ひろや 林 弘也さん	 【本木区】 かたやま くみこ 片山久美子さん	 【舍利蔵・内殿区】 たけむら としお 竹浦 俊雄さん	 【上西郷区】 いとう としひろ 伊東 敏弘さん	 【上西郷区】 いとう しゅんこ 伊藤 順子さん	 【四角区】 きの かよこ 城野加代子さん	 【両谷区】 たつちく すみこ 竜口 澄子さん										
 【光陽台1区】 はまさき のぶえ 濱崎 伸枝さん	 【光陽台2区】 やまもと ただし 山本 正さん	 【光陽台3・光陽台南区】 こが ひさゆき 古賀 久行さん	 【光陽台4・5区】 おく しんじろう 奥 伸士郎さん	 【光陽台6区】 むらかた よしあき 村方 義旦さん	 【有弥の里1・2区】 やまだ あきら 山田 章さん	 【原町1区】 たなか しげほ 田中 重徳さん	 【原町1区】 むらかみ よし 村上喜代司さん	 【原町2区】 はが くにご 芳賀 邦子さん	 【原町3区】 かくい けいこ 角井 桂子さん	 【花見1区】 さいとう はるのぶ 佐藤 春信さん	 【花見1区】 はやかわ たけとら 早川 竹虎さん						
 【宮司1・善福区】 こうや きんこ 神谷 絹子さん	 【的岡区】 そえだ みつえ 添田ミツエさん	 【宮司2区】 ひだきた さとえ 疋田サトエさん	 【宮司2区】 まさき ひろし 眞崎 擴資さん	 【宮司3区】 ほかお しゅんこ 外尾 順子さん	 【宮司3区】 ながた かずこ 永田 和子さん	 【花見2区】 まえだ じゅんじ 前田 潤二さん	 【花見3区・4区】 いのうえ のりと 井上 徳人さん	 【花見3区】 やまだ のぼる 山田 昇さん	 【南町区】 かわの つぎお 河野 次男さん	 【緑町区】 あらた おさむ 荒田 修さん	 【緑町区】 なかの しんいち 中野 慎一さん						
 【宮司西区】 いしばし ひろあき 石橋 裕明さん	 【宮司ヶ丘区】 まつだ しげあき 松田 茂義さん	 【宮司ヶ丘区】 こいけ おさむ 小池 修さん	 【星ヶ丘区】 たてやま しげよ 立山 秀子さん	 【在自・須多田・大石・生家区】 ふくなが しげあき 福嶋 茂喜さん	 【奴山・桂区】 たにぐち ゆみ 谷口 由美さん	 【本町区】 きど としのり 城戸 敏典さん	 【福間松原区】 ふじさき たつこ 藤崎タツ子さん	 【昭和1区】 いとう よしひろ 伊藤 祥博さん	 【昭和2区】 ほんだ ひでき 本田 秀喜さん	 【古町区】 すぎ よしこ 杉 良子さん	 【大和1区】 おとすぶ ようこ 乙藤 頌子さん						
 【西東・勝浦浜区】 もり なおひこ 森永 恒夫さん	 【勝浦松原・塩浜・梅津区】 はなだ みつお 花田 光男さん	 【渡区】 こまつ ますこ 小松 益子さん	 【東町1・2区】 よしなが かずこ 吉永 和子さん	 【新東区】 もちつき くにお 持月 國男さん	 【天神町区】 よしだ てつお 吉田 鐵男さん	 【大和1区】 みやま ゆみ 宮嶋 由美さん	 【大和2区】 はなだ よしお 花田 義夫さん	 【手光・冠区】 なかがわ きよお 中川 幸夫さん	 【通里堂・津丸・久末・三角・桜川・あけほの区】 とみやす あらた 富安 更さん	 【八並区】 うらべ くにお 占部 國實さん	 【東福間1・2・10区】 しみず つねと 志満 庸人さん						
 【新町区】 ほり かんたろう 堀 貫太郎さん	 【岡の2区】 ながい まさひろ 永島 禎二さん	 【岡の3・堅川区】 しみず じろう 清水 次郎さん	 【末広・新成区】 はなだ まさひろ 花田 正廣さん	 【北の1・2区】 にしずみ ますこ 西住眞須子さん	 【五反田区】 よしむら ひろき 吉村 普幸さん	 【東福間3・高平区】 ちよいまし けいこ 千代島啓子さん	 【東福間4・5区】 おだ せつこ 小田 節子さん	 【東福間6区】 なりとみ かつよし 成富 勝義さん	 【東福間7区】 ゆみかみ たかえ 湯上 孝江さん	 【東福間8区】 よしだ ひろし 吉田 宏さん	 【東福間9・小竹区】 くろかわ ようこ 黒川 洋子さん						
 【五反田区】 おおいし のりお 大石 紀生さん	 主任児童委員(福間中学校区) まるお のりこ 丸尾 典子さん	 主任児童委員(福間東中学校区) きたはた かずこ 久木田喜和子さん	 主任児童委員(福間東中学校区) はなだ きみこ 倉元 公子さん	 主任児童委員(津屋崎中学校区) はなだ みちこ 花田美知子さん	 主任児童委員(津屋崎中学校区) おとすぶ えいこ 乙藤 英子さん	 【東福間11区】 みやお としお 宮尾 敏彦さん	 【若木台1区】 まつお とらひこ 松尾 寅彦さん	 【若木台2区】 まき かよこ 牧 加代子さん	 【若木台3区】 うしお はるみ 潮 ハルミさん	 【若木台4区】 とみおか かづこ 富岡 和子さん	 【若木台5区】 あらかわ ふみこ 荒川富美子さん						